

平成 21 年 7 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 督促処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成 21 年 6 月 24 日

## 判 決

原告 X 1

原告 X 2

原告 X 3

上記 3 名補助参加人 Z

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

## 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 請求

東京国税局長が原告らに対して平成 19 年 8 月 20 日付けでした、被相続人 B に係る死因贈与受贈者 A の滞納した相続税についての連帯納付義務に係る各督促処分をいずれも取り消す。

### 第 2 事案の概要

本件は、死因贈与の受贈者の固有の相続税につき相続税法（平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの。以下、同じ。）34 条 1 項に規定する連帯納付義務に係る督促処分をそれぞれ受けた原告らが、上記受贈者に対する相続税の徴収手続に重大な過失があるなどの理由により、原告らに同項に規定する連帯納

付義務の履行を求めることは国税徴収権の濫用に当たり、上記各督促処分はいずれも違法である旨主張して、その取消しを求める事案である。

## 1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである（当事者間に争いのある事実は、各末尾記載の証拠（枝番のあるものは特記しない限り枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により認定した。）。

### (1) B（以下「亡B」という。）の相続関係等

ア 亡Bは、平成11年5月17日、死亡した（以下、この死亡により発生した相続を「本件相続」といい、本件相続に係る相続税を「本件相続税」という。）。亡Bの相続人は、原告X1（妻）、原告ら補助参加人（長女。以下「補助参加人」という。）、原告X3（次女）及び原告X2（長男）の4名である（以下、この4名を併せて「本件共同相続人」という。）。イ 亡Bの弟A（以下「A」という。）は、亡Bとの間で、亡B所有の別紙物件目録記載1の土地（なお、同土地の地積は、平成16年6月22日付けの分筆により1.16㎡となった。）につき、昭和61年10月14日付け死因贈与契約を締結し、亡Bが死亡した平成11年5月17日、同契約により同土地を取得した。

### (2) 本件相続税の申告等

ア 本件共同相続人及びAは、C税理士に委任して、本件相続税の法定納期限の前日である平成12年3月16日、練馬西税務署長に対し、次のとおり記載した本件相続税の申告書を提出した（甲2、丙1）。

#### (ア) 原告X1

- a 課税価格 2億0231万9000円
- b 納付すべき税額 5019万9800円

#### (イ) 補助参加人

- a 課税価格 6743万9000円

b 納付すべき税額 1673万2800円

(ウ) 原告X3

a 課税価格 6743万9000円

b 納付すべき税額 1673万2800円

(エ) 原告X2

a 課税価格 6743万9000円

b 納付すべき税額 1673万2800円

(オ) A

a 課税価格 1億6687万5000円

b 納付すべき税額 4968万6200円

イ Aは、平成12年3月16日、練馬西税務署長に対し、上記アの申告によりAが納付すべき税額の全額について、相続税法39条1項に基づき、延納の許可を申請し（以下、この申請を「本件延納申請」という。）、その際、担保として別紙物件目録記載1ないし3の土地建物（以下「本件土地建物」という。なお、同目録記載2及び3の各建物はいずれも同16年6月18日に取り壊された。）を提供すること及び本件土地建物に設定されている根抵当権の一部の順位変更を当該根抵当権者に依頼する旨を申し出た。（乙1の1ないし3、3）

ウ 本件共同相続人及びAは、平成12年3月24日、練馬西税務署長に対し、次のとおり記載した本件相続税の修正申告書を提出した。（乙4）

(ア) 原告X1

a 課税価格 2億1613万7000円

b 納付すべき税額 5514万1900円

c 修正増差税額 494万2100円

(イ) 補助参加人

a 課税価格 7204万5000円

b 納付すべき税額 1838万1100円

c 修正増差税額 164万8300円

(ウ) 原告X3

a 課税価格 7204万5000円

b 納付すべき税額 1838万1100円

c 修正増差税額 164万8300円

(エ) 原告X2

a 課税価格 7204万5000円

b 納付すべき税額 1837万9600円

c 修正増差税額 164万6800円

(オ) A

a 課税価格 1億6687万5000円

b 納付すべき税額 5108万8700円

c 修正増差税額 140万2500円

エ Aは、平成12年3月27日、練馬西税務署長に対し、上記ウの修正申告によりAが納付すべき税額（140万2500円）について、相続税法39条1項に基づき、延納の許可を申請した。（乙5）

オ 本件共同相続人及びAは、平成12年12月25日付けで、練馬西税務署長に対し、本件相続税について更正の請求を行った。これに対し、同署長は、同13年1月31日付けで、本件共同相続人及びAに対し、当初申告及びその後の修正申告（前記ア及びウ）に係る課税額を減額する旨の更正を行い、これにより、本件共同相続人及びAの納付すべき税額は、原告X1につき4540万1100円、補助参加人、原告X3及び原告X2につき各1513万2800円、Aにつき4816万9500円となり、前記エの延納申請の対象となっていた修正申告により納付すべき税額はその全額が消滅した。（乙6）

カ 練馬西税務署所部係官は、本件延納申請を許可するための必要担保額を 5 1 7 8 万 1 5 0 0 円と算定し、他方、Aから担保提供の申出のあった本件土地建物の評価額を 1 億 6 6 8 7 万 5 2 8 0 円とした上、本件土地建物には平成 1 3 年 1 2 月 3 日までの時点において極度額合計 1 億 4 7 5 0 万円の根抵当権が既に設定されていたことから、本件延納申請を許可するためには 3 2 4 0 万 6 2 2 0 円の不足があるものと考えた。そして、同係官は、同日、Aに対し、本件延納申請につき、本件土地建物を担保としても、本件延納申請を許可するための必要担保額に対して 3 2 4 0 万 6 2 2 0 円の不足がある旨を説明し、他に適当な担保がないのであれば、延納する相続税のために設定する抵当権の順位を既に設定されている根抵当権の順位に優先させる旨の順位変更をしてもらうよう根抵当権者に相談することを提案した。（乙 1 の 1 ないし 3）

キ その後、練馬西税務署所部係官は、平成 1 3 年 1 2 月ころ、Aから、既に設定された根抵当権の順位変更はできないが、追加の担保として、別紙物件目録記載 4 の土地（以下「本件不動産」という。）を提供する旨の申出を受けた。そこで、同係官は、A所有の固定資産の有無等を栃木県矢板市役所に照会したところ、同 1 4 年 7 月 1 5 日、Aが本件不動産を所有していること、また、本件不動産につき、地目が山林であり、その評価額が 1 5 2 万 2 1 4 5 円である旨の回答を得た。同係官は、本件不動産を追加の担保としたとしても、本件延納申請を許可するための必要担保額には満たないと考え、同月 1 7 日、Aに対してその旨を説明したところ、Aから、本件土地建物の根抵当権の順位変更等を根抵当権者に相談してみる旨の申出を受けた。（乙 2 5）

ク 練馬西税務署所部係官は、平成 1 4 年 8 月 2 1 日、本件不動産の所在地を管轄する氏家税務署に本件不動産の評価方法について問い合わせたところ、本件不動産が所在する地域については、「都市計画の用途地域の指

定がある地域」及び「D」以外の土地については、固定資産税評価額に当該土地の地目に応じて所定の評価倍率（宅地の場合には1.1、純山林の場合には1.7）を乗じてその評価額を計算するとの回答を得た。そこで、同係官は、実際には本件不動産がリゾート住宅地「D」の分譲地となっている宅地であり、その固定資産税評価額も宅地としての評価額であったにもかかわらず、前記矢板市長からの回答書（乙25）に本件不動産の地目が「山林」と記載されており、現況と登記とが異なる旨の記載もなかったことなどから、本件不動産が氏家税務署から送付された評価倍率表上の「都市計画の用途地域の指定がある地域」及び「D」のいずれにも該当しないと誤認した上、本件不動産の現況が山林であり上記回答書記載の固定資産税評価額が山林としての評価額であると誤解し、評価倍率1.7と調整率0.8を乗じて、本件不動産の評価額を2070万1172円と過大に算定した。また、同係官は、同月22日、Aから、本件土地建物に設定されていた根抵当権のうち、根抵当権者をE株式会社（平成14年4月1日付け商号変更前の商号は「E株式会社」）とする極度額2750万円の根抵当権につき、極度額を1000万円に変更することが可能であるとの申出を受け、同年11月12日、Aから提出された本件土地建物の全部事項証明書により、上記根抵当権の極度額が990万円に変更されていることを確認した。（乙1、26）

ケ　そこで、練馬西税務署長は、平成14年12月20日、相続税法38条1項及び4項に基づき、本件延納申請につき、当初の申告及び前記オの減額更正処分により納付すべき税額4816万9500円の延納を許可するとともに（以下、この許可を「本件延納許可」という。）、同月24日、本件土地建物及び本件不動産につき、延納の担保として抵当権設定登記を経由した（乙1、2）。

(3) Aによる本件延納許可に係る条件変更申請

ア Aは、平成15年1月9日、練馬西税務署長に対し、本件延納許可に係る分納税額を分納期限までに納付することは困難であるとして、相続税法39条5項に基づき、本件延納許可について、延納の条件変更申請をした。同署長は、同月14日、同条6項に基づき、本件延納許可に係る延納の条件を変更した。その後、Aは、同年3月7日、同署長に対し、本件延納許可の上記変更後における分納税額を分納期限までに納付することも困難であるとして、同条5項に基づき、本件延納許可について、再度、延納条件の変更を申請した。これに対し、同署長は、同月19日、同条6項に基づき、本件延納許可に係る延納の条件を更に変更した。(乙7、8)。

イ 本件共同相続人及びAは、平成15年4月14日付けで、練馬西税務署長に対し、本件相続税について更正の請求を行った。これに対し、同署長は、原告ら及びAに対しては同年5月30日付けで、また、補助参加人に対しては同年6月4日付けで、いずれも前記(2)オの減額更正処分後の税額を減額する旨の更正を行い、これにより、本件共同相続人及びAの納付すべき税額は、原告X1につき5100円、補助参加人につき1313万8200円、原告X3につき14万7700円、原告X2につき377万1700円、Aにつき4448万8500円となった。(乙9)

ウ 練馬西税務署長は、平成15年6月26日、上記イの更正処分により、本件延納許可に係る延納条件に変更が生じたことから、相続税法39条6項に基づき、本件延納許可に係る延納の条件を変更した。(乙10)。

エ Aは、平成16年2月19日付けで、練馬西税務署長に対し、上記ウの変更後の本件延納許可による分納税額を分納期限までに納付することは困難であるとして、相続税法39条5項に基づき、本件延納許可について、延納条件の変更を申請した。これに対し、同署長は、同年3月3日、同条6項に基づき、本件延納許可に係る延納の条件を変更した。(乙11)

(4) 本件土地建物の抵当権の解除に至る経緯

ア Aは、平成16年4月8日付けの委任状により、Fに対し、「財務省との抵当権抹消交渉に関する一切の権限」等を委任し（乙12）、同人は、同月21日、Aを代理して、練馬西税務署長に対し、本件土地建物に係る財務省を抵当権者とする抵当権（以下「本件抵当権」という。）の解除を申し入れた。

イ 練馬西税務署所部係官は、前記(3)エの条件変更後の本件延納許可のための必要担保額を4224万3000円と算定し、他方、本件抵当権を解除した場合に残存担保となる本件不動産の評価額につき、前記(2)クと同様の誤解に基づき、当時の評価倍率表を用いて、固定資産税評価額329万1200円に評価倍率1.5と調整率0.8を乗じた3949万4400円と評価した上で、1000万円が納付されれば本件抵当権を解除することができると判断した。

ウ 練馬西税務署長は、その後Aから1000万円が納付されたことを受け、平成16年4月30日、本件抵当権を解除し、同日、本件抵当権の設定登記につき抹消登記手續がされた。（乙1の1ないし3、24）

(5) 本件共同相続人に対する徴収手續

ア 練馬西税務署長は、Aが本件延納許可に係る第3回分及び第6回分の各利子税を滞納したことから、国税通則法（以下「通則法」という。）37条1項及び3項に基づき、第3回分につき平成17年4月22日付けで、第6回分につき同18年4月26日付けで、Aに対して督促状を送付した。（乙13）

イ 練馬西税務署長は、平成18年10月25日、相続税法39条6項に基づき、Aに対し、「相続税延納取消しに対する弁明を求めるためのお知らせ」と題する書面を送付して、本件延納許可の取消事由に対する弁明を求めた。（乙14）

ウ Aが本件延納許可に係る分納税額の一部を納付しなかったため、練馬西

税務署長は、平成１８年１２月８日、本件延納許可を取り消した。（乙１６）

エ 練馬西税務署長は、平成１９年１月９日、Ａの滞納に係る国税を徴収するため、通則法５２条１項及び国税徴収法６８条に基づき、本件不動産を差し押さえ、同月１１日付けで差押登記が経由された。（乙１の４、１７）

オ 練馬西税務署長は、平成１９年１月２５日、Ａの滞納に係る相続税について、国税通則法４３条３項に基づき、東京国税局長へ徴収の引継ぎをした。

カ 東京国税局長は、本件共同相続人それぞれに対し、平成１９年８月２０日付けで、通則法３７条１項に基づき、本税３０１３万３６００円及び利子税１７２万６０００円並びに延滞税について、相続税法３４条１項に規定する連帯納付義務に係る督促処分をした。（甲３、乙１８。以下、これらの督促処分を併せて「本件督促処分」という。）

(6) 原告らによる不服申立て

ア 原告らは、国税不服審判所長に対し、平成１９年９月３日、本件督促処分についてそれぞれ審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同２０年４月１日、これらを棄却する旨の各裁決をした。（甲４、乙１９、２０）

イ 原告らは、平成２０年５月２１日、本件督促処分の取消しを求める本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

２ 争点

(1) 国税徴収権濫用の有無

本件督促処分は、Ａに対する相続税の徴収手続に極めて重大な過失がある点において国税徴収権を濫用したものといえるか。

(2) 原告らの連帯納付義務の存否

原告らは民法５０４条の類推適用により相続税法３４条１項に基づく連帯納付義務を負わないといえるか。

### 3 当事者の主張の要旨

#### (1) 争点(1) (国税徴収権濫用の有無) について

(原告ら及び補助参加人の主張)

ア 国税当局が本来の納税義務者又は第三者の利益を図る目的をもって恣意的に徴収を行わなかったという場合のみならず、国税当局の重大な過失によって本来の納税義務者からその者の固有の相続税を徴収することができなくなった場合であっても、国税当局が相続税法34条1項による連帯納付義務者にその義務の履行を求めることは、自らの重大な過失を不問に付し、他の共同相続人にその責任を転嫁するものであり、国税徴収権を濫用するものとして許されないというべきである。

イ 本件延納申請に対して許可をするためには延納税額と利子税額の3年分の合計額5178万1500円の担保が必要であるところ、本件不動産を担保に供しても上記必要担保額に満たなかったのであるから、本件延納申請は却下されるべきであった。そして、Aがその固有の本件相続税全額を納付することは極めて困難であったから、本件延納申請が却下されれば、本件土地建物の売却によって本件相続税を回収することができた。しかるに、練馬西税務署所部係官が本件不動産の評価を誤り、これによって、練馬西税務署長が本件延納許可をしたのである。

ウ また、本件土地建物の時価は2億円以上であったから、本件抵当権に優先する本件土地建物の根抵当権の極度額合計1億2990万円を控除しても残額は7010万円以上であり、練馬西税務署長は、本件抵当権によってAの固有の相続税を容易に全額回収することができた。しかるに、練馬西税務署所部係官が本件不動産の評価を誤ったため、同署長は、Aから1000万円を受領したのみで本件抵当権を解除したのである。

エ そして、①国税庁管理課の「管理事務提要」(延納・物納編) [甲8] には、更地の評価につき「地目は、登記簿の表示によるのではなく現実の

状態により判断するのであるから留意する。」とされているのに、練馬西  
税務署所部係官は、現況宅地の本件不動産の現況を調査せずに矢板市長か  
らの回答書のみによって山林と評価したこと、②山林は、純山林、中間山  
林、市街地山林に分けられ、その評価に当たって固定資産税評価額に17  
を乗ずるのは純山林のみであり、その他は固定資産税評価額と同一になる  
ところ、同係官は、本件不動産が純山林かどうかの検討も行っていないこ  
と、③本件不動産はリゾート住宅「D」内の分譲地であり、Dの山林の評  
価は固定資産税評価額と同一であるところ、本件不動産がD内の分譲地で  
あることは、本件不動産が都会に居住するAによって購入されたものであ  
ることやインターネットによる調査で容易に判明する事実であること、④  
仮に、本件不動産に立木があるとしても、立木の価格を、3949万44  
00円（本件不動産の評価額）から329万1000円（本件不動産の固  
定資産税評価額）を控除した3620万3400円と評価すること自体が  
極めて不合理であること、⑤本件不動産を3949万4400円と評価し  
た場合、1㎡当たりの価格は14万5200円、坪約48万円となるが。  
このような高額な山林が矢板市内に存在するとは考え難いことなどからす  
ると、同係官が本件不動産の評価を誤り、これによって、同署長が、本件  
延納許可をし、又は本件抵当権を解除したことは、重大な過失によるもの  
であったというべきである。

オ 以上のとおりであるから、本件督促処分は、国税徴収権を濫用するもの  
として許されないというべきである。

（被告の主張）

ア 相続税法34条の連帯納付義務は、相続税法が相続税徴収の確保を図る  
ため、相互に各相続人等に課した特別の責任であり、本来の納税義務者に  
対する徴収手続と連帯納付義務者に対する徴収手続は、本来的に別個独立  
の手続である。そうすると、国税当局において本来の納税義務者に対する

滞納処分等の徴収手続を適正に行っていれば、本来の納税義務者から滞納に係る相続税を徴収することが可能であったにもかかわらず、国税当局がその徴収手続を怠った結果、本来の納税義務者から相続税を徴収することができなくなったという事実があったとしても、その事実は、相続税法34条1項により各相続人等に課せられている連帯納付義務の存否又はその範囲に影響を及ぼすものではなく、国税当局が各相続人等に対し上記連帯納付義務の履行を求めて徴収手続を進めたとしても、これをもって国税徴収権の濫用と評価することはできない。上記連帯納付義務の履行を求めることが国税徴収権の濫用と評価されるためには、国税当局が、滞納者又は第三者の利益を図る目的をもって恣意的に相続税の徴収を行わず、相続税法34条1項に基づき他の相続人等に連帯納付義務の履行を求めたことが必要である。しかるに、本件は、練馬西税務署所部係官が、矢板市長からの回答書の記載と現況とが異なっているかを十分に調査をしなかったため、本件不動産の評価を誤り、その結果、練馬西税務署長が、本件不動産の価格が本件延納許可又は本件抵当権の解除に必要な担保額に満たないにもかかわらず、本件延納許可を行うとともに、本件抵当権を解除したというのであって、このことから、国税当局が滞納者又は第三者の利益を図る目的をもって恣意的に相続税の徴収を行わなかったということとはできないし、他に国税当局の恣意性を疑わせるような事情はない。

イ 仮に、原告らの主張するように、国税当局に滞納者又は第三者の利益を図るという故意が存するときだけではなく、徴収手続上極めて重大な過失が存在し、正義公平の観点からこれを納付者以外の連帯納付義務者に転化することを不相当とする場合にも国税徴収権の濫用が認められる余地があるとしても、練馬西税務署所部係官が本件不動産の評価を誤ったことをもって徴収手続上極めて重大な過失と評価することはできない。

(2) 争点(2)（原告らの連帯納付義務の存否）について

(原告ら及び補助参加人の主張)

前記(1)のとおり、練馬西税務署所部係官の極めて重大な過失によって本件抵当権が解除されたが、本件抵当権が解除されなければ、原告らが連帯納付義務を履行したときは、国税通則法41条2項によって本件抵当権を代位取得することができた。そして、前記のとおり、本件抵当権が解除されなければ、本件抵当権の実行によりAの固有の相続税全額を徴収することができたのであるから、原告らは、民法504条の類推適用又は準用により、Aの固有の相続税に係る連帯納付義務を免れるというべきである。そうすると、本件督促処分は、連帯納付義務のない者に対してされた違法なものとなる。

(被告の主張)

本来の納税義務者に対する徴収手続と連帯納付義務者に対する徴収手続は本来別個の手続である上、相続税法、通則法及び国税徴収法上、税務署長等が担保を維持管理する諸権限の行使を怠ったことを理由に連帯納付義務者の責任の消滅又は軽減を認める規定は存在しないし、国税の徴収について民法504条を類推適用し、又は準用することを根拠付ける規定も見当たらない。よって、相続税法34条1項に基づく連帯納付義務について民法504条が類推適用され、又は準用されることはないというべきである。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1) (国税徴収権濫用の有無) について

- (1) 相続税法34条1項の規定による連帯納付義務は、相続人又は受遺者が2人以上ある場合に、同法が相続税の徴収確保を図るために各相続人等に相互に課した特別の責任であり、各相続人等の固有の相続税の納付義務の確定という事実と照応して法律上当然に確定するものであって、各相続人等は、その納付義務の重なり合う範囲内においては、互いに連帯して当該相続税を納付すべき義務を負い、国税当局は、本来の納税義務者とは別個独立に、連帯納付義務者から当該相続税を徴収することができるものというべきである。

そうすると、国税当局において本来の納税義務者に対する徴収手続を適正に行っていれば本来の納税義務者からその者の固有の相続税を徴収することが可能であったにもかかわらず、国税当局がその過失によって本来の納税義務者から上記相続税を徴収することができなくなったとしても、そのことは、同項の規定による連帯納付義務の存否又は範囲に影響を及ぼすものではないというべきである。ただ、本来の納税義務者が現に十分な財産を有し、同人から固有の相続税を徴収することが極めて容易であるにもかかわらず、国税当局が、同人若しくは第三者の利益を図り、又は連帯納付義務者に損害を与える目的をもって、恣意的に、本来の納税義務者からの徴収をせず、連帯納付義務者に対して徴収手続を執ったというような事情が存する場合には正義公平の観点からみて国税徴収権の行使として許容することができず、当該徴収権行使が国税徴収権の濫用に当たると評価すべき余地がないではない。

- (2) 前記認定事実によれば、練馬西税務署長は、Aからの本件延納申請に対し、本件不動産を担保に供しても延納申請許可に必要な担保額に満たないのに本件延納許可をし、また、Aからの本件抵当権解除の申出に対し、本件不動産のみではAの固有の相続税の徴収を担保することができないにもかかわらず、本件抵当権の解除に応じている。そして、同署長の上記各行為は、練馬西税務署所部係官が、本件不動産の価額を算定する際、本件不動産の現況が宅地であって、宅地として固定資産税評価がされていたにもかかわらず、矢板市長からの回答書に本件不動産の地目が山林と記載されており、現況と登記簿とが相違する旨の記載もなかったことから、固定資産税評価額に所定の評価倍率を乗じるなどして本件不動産を過大に評価したことによるものであったことが認められ、この点に過失が存することは被告も認めるところである。

しかし、上記のような事情をもって、原告らに対して相続税法34条1項に基づく連帯納付義務の履行を求めることが国税徴収権の濫用であるということができないことは前記(1)において説示したとおりであって、本件におい

ては、同係官が本件不動産の固定資産税評価額が152万2145円であったことから本件不動産を追加の担保としても延納許可に必要な担保額には満たない旨をAに告げ、本件土地建物に設定された根抵当権の極度額変更を待って本件延納許可を行っていること（前提事実(2)）、同署長が本件抵当権の解除に当たりAから1000万円を徴収していること（前提事実(4)）などを考慮すれば、国税当局が、A若しくは第三者の利益を図り、又は原告らに損害を与える目的をもって、恣意的に、本件延納許可をし、又は本件抵当権を解除して、原告らに連帯納付義務の履行を求めたとは認められず、他に上記事情を窺わせるに足りる証拠はない。

(3) したがって、この点に関する原告らの主張には理由がない。

## 2 争点(2)（原告らの連帯納付義務の存否）について

原告ら及び補助参加人は、国税当局の過失によりAの固有の相続税を担保する本件抵当権が解除されたのであるから、民法504条の類推適用又は準用により、原告らはAの固有の相続税について責任を免れると主張する。

しかし、通則法が第三者の納付につき国税を担保するために設定された抵当権に代位することができる旨の規定を設けつつ（通則法41条）、国税当局の故意又は過失により担保物を喪失し、又は減少した場合に関する規定を設けておらず、他に相続税法34条1項の連帯納付義務者について民法504条が適用されることを根拠付ける規定は見当たらないことや、前記のような相続税法34条1項の連帯納付義務と本来の納付義務との関係に照らすと、相続税法34条1項の連帯納付義務者について民法504条が類推適用され、又は準用されるということとはできない。したがって、原告ら及び補助参加人の上記主張は、採用することができない。

## 第4 結論

よって、原告らの各請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法61条、65条1

項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 38 部

|        |      |
|--------|------|
| 裁判長裁判官 | 杉原則彦 |
| 裁判官    | 品田幸男 |
| 裁判官    | 角谷昌毅 |